

平成25年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年3月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月21日 午後1時30分		
	延 会	3月21日 午後4時33分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	5	與那嶺 篤 哉	6	座間味 薫
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	上 間 悟	書 記	宇茂佐 和 代
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	與那嶺 幸 人	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	島 袋 隆 則		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学 校 教 育 課 長	與那嶺 敏 秋		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		
住 民 課 長	山 城 徳 男			

## 平成25年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第6号

平成25年3月21日（木曜日）

1. 開 議 午後1時30分

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	発 委 第 1 号	今帰仁村議会委員会条例の一部を改正する条例について	質 疑
2	発 委 第 2 号	今帰仁村議会会議規則の一部を改正する規則について	質 疑
3	議 案 第 2 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
4	議 案 第 3 号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
5	議 案 第 4 号	今帰仁村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
6	議 案 第 5 号	今帰仁村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	質 疑
7	議 案 第 6 号	今帰仁村村づくり交付金地域農業活動拠点施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について	質 疑
8	議 案 第 7 号	今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
9	議 案 第 8 号	今帰仁村営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について	質 疑
10	議 案 第 9 号	今帰仁村村道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	質 疑
11	議 案 第 10 号	今帰仁村景観条例の制定について	質 疑
12	議 案 第 11 号	今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について	質 疑
13	議 案 第 12 号	平成25年度今帰仁村一般会計予算について	質 疑
14	議 案 第 13 号	平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	質 疑
15	議 案 第 14 号	平成25年度今帰仁村水道事業特別会計予算について	質 疑
16	議 案 第 15 号	平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	質 疑
17	議 案 第 16 号	沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について	質 疑
18	議 案 第 17 号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	質 疑
19	同意案第1号	副村長の選任について同意を求める件	質 疑
20	同意案第2号	教育委員の任命について同意を求める件	質 疑

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午後1時30分)

日程第1. 「発委第1号 今帰仁村議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第2. 「発委第2号 今帰仁村議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第3. 「議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

4行目、5行目ですね。第2条 別表中の「今帰仁村鳥獣被害対策実施隊員 年額1万3,500円以内」を「今帰仁村鳥獣被害対策実施隊員 年額1万3,500円以内」、「今帰仁村農業経営アドバイザー 日額1万円以内」の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

今、条例の一部改正ですけれども、鳥獣被害対策実施隊員は前回の定例会で改正されているものでございまして、今度新しく村の農業経営アドバイザーを日額1万円追加するということです。農業経営アドバイザーというのは、北部振興事業でこれまで村の事業主体となりまして平張ハウス、強化ハウスを導入した平成16、17、18年度の3カ年において、北部振興事業で導入したときに各農家の負担分、1割分は出していただいて、それを基金にして今後の村の園芸振興ということで、村園芸農業活性化協議会を結成されて、その基金からの取り崩しで実施しておりました経営アドバイザーでございます。これは今後は村長の囑託ということで位置づけをきちっとしまして、今回この条例に上げております。まず、その主な理由としましては、仕事そのものが園芸活性化協議会のそれだけにとどまらずに、村の農政全般にわたっての仕事をさせている状況もありまして、また現場からきちんと村長からの委嘱を受けてやったほうがいいのではないかなということで、今回提案しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 課長の説明で大体わかってきましたけれども、アドバイザーですね、前にハウスを建てたときに1割云々で相当の金が集まって、これが終わったらなくなるのかなと思っておりました。これは今後農業全般に経営云々で指導ということですが、範囲はどの辺まで範囲を広げていくのか。

果樹云々までも広げるのか。最初は花卉云々で指導ということの説明がありましたけれども、今課長の説明ではもう少し幅を広げて、村からの予算も出してということでありますけれども、積み立てした1割はもうそろそろ底をつく時代なのかなと思っていますけれども、それも含めて答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

今ですね、その基金からは取り崩して、まだ基金は残っているような状況で、今までは別の協議会でこの基金から出していたんですけれども、この基金から村の一般会計に入れて、そこでの手当をしていくということです。仕事の内容は今、議員からの質疑がありましたけれども、今のところ農業の技術そのものの指導ではなくて、例えば認定農業者の認定業務ですね。5カ年に一遍ずつ、村は認定農業者が結構おりますので、100名近くもおりますので、認定外のとときの申請のアドバイスとか、そういうことをしております。そういうことで農政全般にわたっての支援といいますか、それを目指してやっているような状況です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第2号 特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、今回ですね、第2条別表中の鳥獣被害対策委員に3つほど追加されています。下のほうの手話通訳士、手話通訳者ですね。それから手話通訳奉仕員、ちょっと一般質問でもやったわけですが、少しわかりにくいので、そこの説明をもう少し説明を求めたいと思います。特にこの2つの違いですね、どのように違うのか。もっとわかりやすく説明してください。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず手話通訳士、手話通訳者、手話通訳奉仕員の違いについてでございますけれども、さきに一般質問の中でも答弁したとおり、手話通訳士につきましては国家資格、厚生労働省の認定を受けた方が手話通訳士ということになります。その後、都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において、手話通訳者として登録されたものが手話通訳者ということになります。あと、手話奉仕員とは市町村、それから県での研修事業に参加されて、所定の単位といいますか、研修を終えた方を手話奉仕員ということになっております。月額報酬、手話通訳士・者につきましては19万8,000円から24万8,000円までということになっております。手話通訳奉仕員につきましては17万6,000円から22万6,000円ということになっております。この資格の違いによって差を設けているということでもあります。19万8,000円から24万8,000円につきましては、役場の行政職の昇給といいますか、間差が3,000円ほどございますので、この活動をするに当たってスキルもアップするというので3,000円ごとの昇給も考えていこうということでの提案でございます。近隣市町村も参考にしまして、その金額を設定しておりますけれども、資格者が少ない中で、より本村にも来やすいような状況を掲示しているところでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の説明ですね、理解しています。今回は4月1日から実施するその事業の通訳士、通訳者であるわけですが、1名だというふうに理解しています。配置は1名ですね。このように2

つの職種をわざわざ明記しているということはどちらかがいなければ、通訳士が理想だと思いますが、そうでなければ通訳奉仕員でも嘱託としてできると理解していいんですか。この資料の中では月曜日から金曜日まで普通の職員と同様常勤体制だと理解しています。今度の新しい平成25年度の4月1日からもう決まっているどうかわかりませんが、今帰仁村の場合はどちらのほうを今回は採用する予定ですか。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

きのうまでのところハローワークのほうに申し込みがあるということで聞いておりますのは、認定手話通訳者お一人が今申し込みが来ているということで聞いております。もし、手話通訳者が確保できない場合につきましては、手話奉仕員の採用も考えているものですから、2通りの報酬を設定しているところであります。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 まだ決定はしていないと理解していいですね。今ハローワークに1人来ていると、1人しかいないということで。今帰仁村内在住者になりますか。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

その1名の方につきましては、住所は今帰仁にあるというふう聞いております。在住者です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの11番 東恩納寛政議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を認めます。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 ちょっと時間的にもあと10日ぐらいしかないんですが、4月1日からの事業には間に合うだろうと思います。一般質問でも述べたわけですが、通訳者がいるということを広報ないしは区長会なりの広報予定があると思いますが、決定はどちらで決定するのか。今のハローワークにも来ていると、1人しかいなければ多分その人だと思うんですが、その決定の段階と、それから4月1日からの事業の村全体の広報のあり方について答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

採用に当たっての決定につきましては、来週までに最終締め切りになりますので、年度内のほうで面接をしまして、村長の決裁をいただきまして、4月1日から採用ということでの準備を進めております。あと地域への周知につきましては、4月に採用できるかどうかもちょうと不安であった関係で、5月の広報で掲載はする予定にしております。あと4月につきましては最初の区長会のほうで手話通訳者の配置も常勤体制で配置しておりますということでの周知はしたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第4. 「議案第3号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第3号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。内容については余り理解をしていないんですが、別表のあり方なんです、それよりもまず最初に、この職員の条例に関する条例の一部に関してもっと詳しくというか、赴任の場合だと理解していますが、それでよろしいでしょうか。赴任の場合の職員の条例に関するだけでいいのかどうか。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

これについては赴任についてでございます。具体的に言いますと、介護広域、後期高齢の出向に伴う赴任のときの手当でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今、総務課長から説明で赴任の場合の旅費に関する条例と。そこでこの別表のあり方なんです、路程に鉄道50km未満というふうにしてすべて鉄道であらわされていますが、これは条例であるのは、いわゆる村内の今帰仁村のための条例ですので、鉄道を使う赴任は今のところないと思いますが。東京とか本土のほうに行くなら別ですが。わざわざ鉄道50kmとしたのは何か理由があるのでしょうか。ちょっとわかりにくいものですから、その説明を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

確かに県内では鉄軌道はございませんけれども、やはり国、県のものも鉄道、鉄道最短距離で起算されているのではないかとこのように理解しております。それで鉄道ということになっているというふうに理解しております。そして、備考のほうにあえてやっているのは水路、陸路4分の1、つまり250mをもって1kmにしているというは、そのような解釈のためではないかとこのように理解しております。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今説明はわかりましたけれども、わざわざ今帰仁の条例であるわけですから、あと鉄軌道が二、三十年後にできれば可能性はあると思うんですが、そぐわないと思うんですね、鉄道の何kmというのは。全国一律の条例に合わせてつくったのではないかとこのように思うんですが、これは今帰仁村の条例ですから、今帰仁村民がわかるようなあり方でいいと思う。確かに備考にあるので1kmというのは250mだろうとはわかりますが、何でわざわざややこしい鉄道を入れているのか。条例は今度入れているわけですね。今までなかったものを。ですから鉄道を使って赴任をするというのは、恐らく今後もあり得ないと思うんです。東京事務所が今帰仁村ができれば話は別ですが。せいぜい那覇まで、あるいは離島があったとしても鉄道は関係ないわけですね。ですから、これは細かいことではありますけれども、このあり方については再考できないかどうか、再度求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

確かに現実に先ほども申しましたとおり鉄道はないということではちょっと理解しづらいのではないかとこのことなんですけれども、上部機関のものが鉄道ということですね。そして再考できないかというこ

とでございますが、再度これに関しましては、もし不都合が生じているようであれば近隣市町村、また上部機関等を調査研究、問い合わせをしてなじむように必要であれば訂正していきたいというふうに考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後 1 時51分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第 5. 「議案第 4 号 今帰仁村重度心身障害者 (児) 医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第 6. 「議案第 5 号 今帰仁村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第 7. 「議案第 6 号 今帰仁村村づくり交付金地域農業活動拠点施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1 番。

○ 1 番 與儀常次君 議案第 6 号 今帰仁村村づくり交付金地域農業活動拠点施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について、次のページですね、管理の件。3 行目、2. 施設の効率的運営を図るため、運営協議会を置くものとするのとありますけれども、運営委員会はどういうふうな格好になりますか。説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

地域農業活性化拠点施設、概要としましては実際に今現状であります今帰仁の駅そ~れを模して、計画されている状況でございます、運営協議会そのものも今そ~れが持っている運営協議会、それを模してつくろうかと今考えているところです。その要綱、要領をつくる場合でもこの条例が通って後、条例が先行しますので、条例が通って後ですね、要綱、要領ということになるろうかと思えます。

○ 議長 久田浩也君 1 番。

○ 1 番 與儀常次君 もう 1 点ですね。運営協議会は何名の予定なのか。今帰仁の各施設いろいろありますけれども、各場所で運営の形態が違ってくると思いますので、その点もわかりましたら説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

一応、条例が通って後のことですが、今想定されることはそ~れの場合を見ますと、担当課長を含めて、婦人会、普及所等々がございまして、商工会、漁協を含めて、その他まで含めて、約8つの職名で打たれております。それに近い状況でつくっていかうかと今考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 前の説明ではこっちの場合は、リカリカワルミだと思いますけれども、17名のメンバーが募って、役員が7名ほどということで説明がありましたけれども、その役員は全部7名入って行政の形になりそうですか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

運営管理をしますと、リカリカワルミを運営管理します天底の団体は17名ということなんですけれども、それ全員というよりは事務局、代表者を入れた形での協議会が適当ではないかと思えます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。9番。

○ 9番 山城 太君 議案第6号について質疑しますけれども、この建物が設立された経緯の説明をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

当事業は村づくり交付金事業の一環としまして、平成22年から平成27年までの事業計画で策定されております。それ以前に同施設については天底区からの要望等、当該地区は今帰仁東部地区ということで呉我山、湧川、天底、勢理客、4つの地区で構成されております。その中でこういう活性化施設が必要ということで国に提案をしまして、その中で認められているような状況です。農業活性化拠点施設については、運営については当初から天底地区でやっていこうということでヒアリングを受けながら採択をされているような状況です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 天底区からの要望があったとのことですが、これ他地域から要望があった場合には、同様の要望があった場合には村としてはどういう対応をとるんですか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

村づくり交付金事業そのものは要綱にありますように個性ある村づくりを実現するために、その地域が自主的に計画をしていくということで採択をされているような状況でございます。そのときに先ほど申し上げました呉我山、湧川、天底、勢理客、その地区の代表者が集まって話し合いの結果、その拠点施設を提案していくというような状況でございまして、今スタートしたばかりですので、天底地区が今やって、もし将来にわたって、その地区の中でまた協議会がありますので、村づくり推進協議会といいますか、その事業が終わっても、平成27年度までずっと事業についての優先順位とか見直しとか、会合は持つように

なっておりますので、その中で例えば天底のほうから提案があればまた、その中での協議になります。ほかから出た場合ということは、その場所での話ですので今のところでは答えることはできません。それがあれば協議会の中でまた検討しますので。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 これは今帰仁村のものですよね、と理解しているんですけども。これ運営管理はどちらがなさって、どういう状況で選定されたのか。それと契約する以前にこういう条例は設置できなかったのか。その辺答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

運営管理については、まずこの計画書をつくる段階で、どの地区が運営するのか。それも踏まえながら事業採択を受けたという経緯があります。つくって後から運営はどこにするかという話ではなくて、つくる前からその話があったということです。運営についてはですね。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時00分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

それ以前に条例等ができないかということなんですけれども、実はタイムスケジュール的に採択されて、平成22年採択で、あと管理運営は地元において登記とか、組織固め、法人化、そういう等々スケジュールがございまして、確かにそれもきちっと決まった段階で、この条例を提案しているような状況です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの9番 山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を認めます。9番。

○ 9番 山城 太君 今の答弁で平成22年に採択されたと言うんですけども、また、その中でタイムスケジュールが云々とおっしゃったんですけども、大分時間的に余裕があると思うんですけども、管理者、運営者が決まる前にやっぱりこういうのはしっかりとやって、それに当てはまるような管理者の選定が好ましいのではないのでしょうか。答弁を再度求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

平成22年の採択ですから、もっと早目にできなかったかというご質疑だと思うんですけども、実は村づくり交付金事業、東部地区そのものがスケジュール的に、その事業そのものの拠点施設、これは工事費の関係とか、それが最初にこちらから要望して前倒しをしたような格好で、事業費ベースが当初の全体のヒアリングの段階で平成24年度に来たんです。この村づくり交付金、東部地区そのものは全体事業費は農道整備があつたり、集落整備があつたり、この拠点施設が…。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時05分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時05分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

この事業のタイムスケジュールの中で、いろんな工種がありますので、そこで村から要望して、この事業年度になったんです。当初、事業費のつき方によってはもう少し後ろになった可能性もあるんです。ですから今議員がおっしゃるようにもっと早く、平成22年度で条例化できなかったかというふうなことだと思うんですけども、その辺もきちっと決まった段階でこちらは条例を提案したというような状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今帰仁村村づくり交付金地域農業活性化拠点施設の設置及び管理運営に関する条例について質疑を行います。もう既に2人の議員からもありましたけれども、ちょっともっとわかりにくいところがあつてですね。今課長の説明、平成22年から平成27年度の地域村づくり事業から、平成24年度から緊急雇用創出臨時特例補助事業になったかと思えます。いわゆる一括交付金ですね。今の説明をもっと詳しく求めたいのですが、最初の今言った4つの地区が始まったときの経緯をもう少し詳しく説明してもらえますか。湧川、天底、呉我山、勢理客、そのときの経緯がもっとあれば説明を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

事業採択の経緯という、村づくり交付金事業の経緯ということですね。それについては西部、中部でしたか、順番よくやって、あと東部の農村整備が必要だということで提案して、平成22年度採択に向けて、前年度から準備してきたような状況でございまして、そこで今、拠点施設については当初の採択に向けてのヒアリング段階で、いったんつくって後、管理者を決めるのではなくて、提案する段階から管理者はどことになるのか、どういった管理をするのかということも、国へのヒアリングの中でベターということです。そこで4つの地区ですね、呉我山、湧川、天底、勢理客の地区の代表者というか、区長集まっていたいで、そういう施設をつくるのであれば、どこが責任を持ってやるかということで、天底が責任をもってやるということ、国への事業採択に向けての、その中で走っているような状況でございまして。スケジュール的にはそういうことございまして、その中で村づくり交付金事業、東部地区は農道あり、また放送施設あり、集落道もあったかな、いろんな工種があるんです。その中で着手する順番というのを予算に合わせて決めながらやってきたような状況で、あとは実施の段階ですけども、実施の中でこの平成24年度に拠点施設が入っていくと。予算との兼ね合いもありますので、予算が月越えもあるものですから、事業費ベースでいうと結構大きな、あれを一回してしまうとほかの工種ができなくなるんです。その辺もまた4つの地区の区長の同意も得ながら、そこは拠点施設に事業費が入る分、例えば湧川なり、呉我山なりでの農道集落道は待ってもらわないといけないわけです。その辺の順番も決めながらやってきたような、実施の場合ですね。やってきたような状況です。大体経緯はこういうふうになって、平成24年度になっているような状況です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の説明理解はしていますけれども、それで私の理解の中では一括交付金に

なってからかなりピッチが進んできたと見ています。それと資料を前もって請求したのがここにあるんですが、沖縄県緊急雇用創出事業特例補助金事業というのがあって、そのチェックにすべて丸が入って、それで進んでいると。すべてのチェックを見るわけではないですが、その中でこの間も現場踏査をして運営委員の代表責任者の次の人かな、説明もありました。もう既に職員の配置等についても何名というふうに出ています。これは今役場がちょっと細かいのは出ていないかと思うんですが、チェック事業の中で労働者の新規雇用については募集を公開するというふうになっていますね。それと委託先の選定、今法人化された団体が既にやっているわけです。選定方法についても3つの中からチェックしなさいというふうにあります、このチェックが入っていますね。1つは指名競争入札、それから競争入札、それから随意契約ですね。この中に随意契約というのに丸をつけて、いわゆる今回は随意契約となっています。これは一括交付金事業の必須条項だと見ていますが、随意契約の場合はその理由も付記しないといけないと書いていますが、これも一般質問でやったつもりだったんですが、この辺についてはちょっと聞いてなかったもので、今の件ですね。わかる範囲でいいんですが、労働者の雇用については募集は公開をしているのか。それから今の委託先に随意契約した理由というのが示されているかどうか。もし、わかればその方面まで答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

リカリカワルミの、これが開店に向かったの支援事業としまして、先ほどご指摘がありました沖縄県緊急雇用創出事業、これは一括交付金ではなくて厚労省の雇用対策事業なんです。そこでまず、ご質疑にありました募集方法は、これはハローワークを通すことが原則ですので、ハローワークを通すということです。あと委託というか、これはトンネル補助で県から村にきて委託ということでやるんですけども、その委託の理由としましては資料の下のほうに書いていますけれども、活性化施設の管理委託を受けた事業所と契約すると。村から管理委託を受けたリカリカワルミの天底の活性化団体ですね、そこに流していくということで雇用の創出ができるということで契約の種類はそれでやっているような状況です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今、課長の説明理解しています。それでですね、事業のあり方が既に変更ってきていますので、村づくり交付金事業から緊急雇用創出事業まで入ってきて、先ほど課長の答弁にありましたけれども、最初にスタートしたのは東部地区の4地区であると、湧川、天底、勢理客、呉我山と。当然そのときに区長も集まって、集まりを持っています。私たちも聞いていまして、どういうふうにするかというものも聞きまして、やはり橋が開通したときにはここが一番だろうということで、今それを立ち上げてここまで来ているわけです。当然天底区が主体になるのはそれでいいと思います。4つの区との話し合いというのが今ありましたが、採用のあり方についてもどうなのかということでちょっと資料の中にあるんですが、店長というのか、直売所に3名、レストランに4名、アンテナショップに1人ということで8名の賃金職員を配置していると。これは予定だと思います。これは4つの地区がかかわっているわけですから、ハローワークというのもわかりますけれども、この4つの地区からの採用というのも少し考慮に

入っているのかどうか。必ずしも均等に各地区から1人ということではなくて、ある意味では4つの地区がかかわった村づくり交付金事業であるわけですから、私はそういう自分の考えからすると、これは天底区が一人走りをしているというふうには思っている人もいるのではないかと思っているわけです。最初はスタートしたのに、何でここだけになっているのかという話もありまして、こここのところのあり方も少し4つの地区に対して説明の必要があると思います。もう採用されているかとは思いますが、その地域バランスも考慮されているかどうか。それとこの条例はそ～れとは違って、これはこれだけの住所も書かれていますので、そ～れもそうかと思いますが、条例を今回つくって当然施行規則もできているか、またつくると思います。できていれば後で資料をいただきたいのですが、できていなければ今からでも、この施行規則、これは条例ですよ。条例には当然施行規則がつくと思いますので、それもあれば、今なければ後でもいいんですが、この2点。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

事業そのものは建物、箱は農水省の予算で建ててございます。雇用対策は厚労省です。金の出所はですね。そういう意味で今、ご質疑の中にありました雇用に対する採用バランスという点に対しては、厚労省からの補助事業の中では特にうたっているようなのはございません。地域バランスをとりなさいとかではなくて、緊急雇用創出事業は今失業中の人たちを雇用しなさいというメニューですので、そこの採択基準には特にそういう地域云々というのはございません。あと、先ほども答弁しましたけれども、運営協議会なりの規則云々は、まず条例が先ですので、条例の制定が終わりましたら、準用すべきものは持っていますけれども、条例制定した後にですね、そ～れなりのものを準用してつくっていかうかというふうにご考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの11番 東恩納寛政議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を認めます。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 課長、理解していますが、確かにおっしゃるとおり採用は厚労省だと、それから緊急雇用創出事業にはチェック項目あるわけで、それはわかります。そういうことであればそういう旨の説明を各4字の区長にもぜひやるべきだと思います。最初のスタートが4カ所で地域おこしであるという施設をつくろうという趣旨だったわけですから、それが予算のつき方が変わってきたということで、当然それに合ったような職員の採用しかできないのであれば、それはそれでいいんです。その説明をしてもらって、特産品の施設はどんなものであるということを、いま一度説明をする必要があると思いますが、それについてどうするかはちょっとまた答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

村づくり交付金、東部地区について、事業を推進する前年度に推進協議会を持って、区長が今委員になっているんですが、その中で次年度はどういった事業が入るというのを各区長のほうに確認を行っています。今回、拠点施設の場合については結構事業費が1億円余りの事業費になって、ほかのところの地区の事業費がかなりちょっと抑えないといけない状況があつて、それを4地区の区長に話をし、平成24年

度は拠点施設を中心に事業を入れていくということで推進協議会の中では話をしています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 議案第6号 今帰仁村村づくり交付金についてお伺いします。そ〜れ、リカリカワルミ、そして古宇利つくってはいますけれども、地域からつくるのはつくって、税金は今帰仁村に入ってきているんですか。そしてまた全部…

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時20分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時20分)  
8番。

○ 8番 與那嶺好和君 第2条なんかですね、農林水産直売店の特産品とか加工品、村民の交流の場としてやっていますけれども、そういうところに野菜とかいろいろ入れますよね。これはそ〜れ、リカリカワルミ、古宇利とか、一律でやっているんですか。入荷するときですね、何パーセントか引かれますよね。そして売り上げをやって、もうけはどうなるかわからないですけれども、改造、改造で店があれしたらまた改造とかいろいろ村費が出ていますよね。これ一括交付金ですけれども、財政ないない言いながら、こういうところにまた、そ〜れのトイレとか、古宇利のシャワー室とか、いろんなものをつくるわけですよね。それに対して村に幾らの利潤があるんですか。それと先ほど11番議員が言ったとおり、4字で立ち上がりをやっているんですから、ハローワークではなくて、やっぱり4字の区長で相談して、緊急雇用創出事業も入っていますから、この4字で話し合いをして、4字から募集をするのが、遊んでいる連中を雇用するのが常識ではないかなと思います。このための話し合いがあると思うんです。それに対して答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時25分)  
経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

先ほども答弁申し上げましたけれども、リカリカワルミの箱そのものは農水省の予算できております。雇用対策は厚生労働省の予算できています。雇用対策の補助金の中には雇用対策ということが主ですので、この地区を選びなさいということとはございません。それはそうですけれども、やっぱり採用されるのは大体村内の人が多いかと思いますけれども、そういうことで限定することが非常に補助事業のあり方からすると難しいところがございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時26分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時26分)  
経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 答弁漏れがございました。手数料ということですよ。改定されてそ〜れが20%、手数料を今取っております。リカリカワルミも大体それに倣ってやるのではないかと今思っております。あともう1点は、それだけの投資をする費用対効果ということでございますけれども、それによって、例えば新しくできますリカリカワルミは雇用もできますし、それなりの納税もされると思います

し、またそれをはじめ、古宇利のふれあい広場もそれなりの収入が上がれば、それなりに村に納税されるものと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時28分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時28分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 答弁漏れがございました。それのトイレの増築、古宇利のトイレの増築の費用対効果というご質疑だと思いますけれども、それも含めて、それの場合は北部の保健所あたりからもご指摘がございました。その容量が足りないということですね。それは公共施設ですので、それなりに対応して、また村まつり、総合まつりを含めてですね、そこを利用する方々に村民を初め、利便性を還元するという点もあります。また、古宇利の場合も前から保健所からの指摘もございましたし、また前に少し話をしましたように、沖縄で一番行列のできるトイレということで非常に観光の方々からも苦情等々がございましたので、それにはやっぱり還元して、よりいい気持ちで帰っていただくと、その分またリピーターもふえていくのではないかとということで、将来に対する投資ということで考えて、その事業を導入しているような状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 古宇利はよくわかりますよ。これだれが見てもわかります、古宇利は。あのトイレでは小さいなというのは。村の土地ではなくて、県の土地でしょう。ああいうところは県がやるべきではないですか。村ではなくて。どちらがやってもいいんですけれども、やっぱりそれなりの見返りはあるかと。それの場合もうきりがありませんよ、考えてみたら。毎年毎年、何千万円と使ってやっている。そしてリカリカワルミもそうなりかねないわけですよ。狭いからまた土地を買ってくれとか、村に。そういうのではなく、これでもうおしまいだよと。あと自分なんかで、10名ぐらいで株式でやっているものですから、皆様でやってくださいと。村の施設なら村に税金が必ず落ちるとわかればいいんですけれども、そうではなくて、それのように20%、ワルミは私たちは10%と聞いていますよ。仕入れ価格はですね、向こうで売ののに対して、20%と聞いていないですよ。10%でもいいから入れてくれないかという話であります。だからこういうのは統一してやるのができないか。それとも今まで億でかかないのではないですか、つくってから改造、改造して。今度はトイレも大分かかるわけでしょう、話を聞けば。もうけているんだったら、自分らでさせればいいんですよ。1回つくって、村からもただでもらうのだったら、一括交付金でもらうからいいんじゃないかということで、またつくらす。きりがありませんよ。だから9番議員が言うように、どこでもつくれるかと聞いているわけです。そうではなくて、やっぱりある程度決まったら、頑張りなさい、あとは自分でつくりなさいというぐらいでないと、税金の無駄遣いですよ、ああいうところだけで使うのだったら。また、ほかのところ使うところたくさんありますよ。リカリカワルミなんか4カ字でやっているんでしょう。3カ字は待たせて。だからこういうことがあるから、次からは村からの補助はもう出しませんよと。自分なんかで頑張って運営しなさいというぐらいしないと、今帰仁村で商売する人なんか自分で家をつくってやるんですよ。補助をやれば上げますか、一般の方に。そうではないでしょう。だから1回つくってあげたら、もうこれからはないですよ、自分なんかで頑張ってつ

くってくださいと。保健所から言われたから「はい、じゃあまたつくりましょう」と、今帰仁村の税金全部こういうところだけに使うんですか。まだ使うところたくさんありますよ。渡喜仁なんか下水もないところもあるんですよ。そういうところに使えばいいけれども、こういうところにまた、あれだからと言ってまた使う。一括交付金があるから、これで使うと。ほかのところで使えばいいんじゃないですか、交付金は。要望があれば、そ～れはあれで十分ですよ。今からまた金をかけてつくる必要ないですよ。ただ、まつりとかああいうときは臨時のトイレがありますから、あれを使えばいいのであって、普段はあれで十分ですよ。行ってみたらですね。こういうことを考えたことはないですか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

リカリカワルミ、そ～れを含めて、活性化施設というのに、運営補助は村としてはやっております。それはご承知おきいただきたいなと思います。これからもリカリカワルミが自立していくということで約束してやっておりますので、それに対する運営補助もやっておりますし、その辺は誤解のないようにということでお願いします。それで公共施設への投資は、それは賛否ございますでしょうし、また、これが必ずしもその特定の人たち、そ～れならそ～れだけの利益還元ではございませんので、村民にも還元されていると思いますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 課長、理解できないから質疑をしているんですよ。古宇利はわかりますよ。非常にいいビーチということで年間何十万人という人が来ますから。ビーチは塩水で浴びた後は真水で浴びて、トイレも入りたいという人がいますから、向こうはわかりますよ、ほかのところですよ、私が言いたいのは。やっぱり野菜などを入れるから還元はやっていますよ。還元はやっていますけれども、ある程度の予算はもうこれだけですと。切るぐらいの気持ちでやらないと、ほかのところが見つでしょう。リカリカワルミをつくと4カ字で決めたのを3カ字は待っているんですよ、またやりたいことを。話し合いで。そういうことですよ。理解してくださいと、理解できないから私は質疑をしているんです。だから要望があれば幾らでも聞きます。予算もありますから聞きますと言うんだったら、いいですよ。ある程度の予算しかないから、やっぱり切るところは切る。ぴっしゃとやらないと、きりがないということなんです。これ今から100万人来るかもしれないですよ。こんなにCMでも出ているぐらいですから。だから次に出る景観条例というのは、こういうことがあるからなしにしてくれと言っているわけですよ。すばらしいところに人間はお家もつくりたいという気持ちがありますからね。これは別にいいですけども。だから切るところは切る。それぐらいしないと予算幾らあっても足りないですよ。金は湧いて出てこないですからね。いつかは切れ目があるんですから。これを聞いているんですよ。今までそ～れ幾らぐらい使っていますか。概算で答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後2時39分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後2時39分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

今帰仁の駅そ〜れに、これまで幾ら投資されたかということは、今非常に残念なことですけれども、即答することは今できませんけれども、確かに投資はされているということで、トイレの件に関しては公共施設の中で、北部保健所を含めて、浄化槽の問題等々、再三にわたっての改善命令というか、改善指導もあった中で、そういう改善もしているのは理解していただきたいなと思います。そういう中でやったことをごさいますして、ただ、そこにむやみやたらと投資したものではありませんことをご理解いただきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時40分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時40分)

ただいまの8番 與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を認めます。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 今後、一括交付金でこういうこともいいんですけれども、ある程度は抑えるところは抑えないといけないよということで質疑しているわけです。自分でもわかっていますよ、これは外れているのは。わかっているけど、やっぱり改良改良していったら、ほかのところも改善していかないといけなくなるわけです。だから古宇利の場合は私は仕方ないと思っている。今から100万人来るかもしれないですから、また景観もいいところですし、これはもう重々わかりますよ。しかし、改良改良していったら人間大きくなるのは当たり前、そして今のものでは足りなくなる。そしたらまた作り直さないといけない。ということで言っているわけです。古宇利とかワルミは今つくっている段階、特に古宇利の場合、お客さんは夏も冬もいますから、観光バスもずっと来て、駐車場も小さいぐらいですよ。農地を外してほんとは駐車場をつくってほしいぐらいという気持ちなんです。これは古宇利の橋詰め広場の下もそうだと思いますよ。しかし、そ〜れですか、向こうは別として、ある程度のところでストップをしないときりがないということで私は質疑をしているわけです。だからリカリカワルミも同じ、今から多くなるかもしれませんよ。また、これでは少ないから大きくしてくれと。必ずくるんですよ、これは。繁盛しているところはですね。特に古宇利なんかでかいですよ、今帰仁村では北山城跡以上に来ているんじゃないですか、お客さんは。向こうはよしとして、しかし、そ〜れとか、ある程度もうこれだけですよと。一括交付金も切らないと、造成していったらお客さんも来るのはわかります。次にまた改造しなくてはいけなくなるわけです。そういうことで一括交付金はほかのところにも使いなさいと言いたいわけです。これですよ、私が言いたいのは。一括交付金は今帰仁村全体で使ってください。答弁を求めます。はいかいいえ。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時45分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時45分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

一括交付金でございますので、いろんな要望、ニーズがございます。それに関しては偏りなく、優先順位を決めて、適切に執行していきたいと考えております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 今帰仁村村づくり交付金地域農業活動拠点施設の設置及び管理運営に関する条

例に関して、村づくり交付金で平成22年度から始まりまして、平成24年度着工、完成間近です。その事業は村づくり交付金だけなのか。また緊急雇用創出事業、何点の事業が入っているのか、説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

今、地域農業活動拠点施設、リカリカワルミへの補助事業はご指摘のとおり、村づくり交付金事業と沖縄県の緊急雇用創出事業でございます。一括交付金も入っております。一括交付金と村づくり交付金事業と、県の緊急雇用創出事業ですね、その3つでございます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

村づくり交付金東部地区の事業については、この農業活動拠点施設の建築、電気、機械の工事を行っています。それから一括交付金については、その施設の中に入ってくる備品類ですね、その施設の中の研究室という形になっていますけれども、これの備品の設置、それから直売所の試食室の備品の設置、それから事務室の備品の設置、あと直売所の電算の管理、備品関係のものもあります。それから太陽光発電システム、そのものについては一括交付金を利用して事業を導入しております。建築の施設をつくる時に周りの駐車場も建築のものも含めての工事となっております。これは村づくり交付金の事業の中に入っております。

答弁漏れがありますのでお答えします。一括交付金でその用地の買収については、一括交付金を利用して用地の買い上げを行っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

県の緊急雇用創出事業、リカリカワルミに対する雇用創出事業ということで、詳細は直売所が3人、レストラン4人、アンテナショップ1人で、計8名の雇用ということで申請をして採択されているような状況です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時00分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第8. 「議案第7号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 2枚目の(2)その者の収入がアからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからカまでに定める金額を超えないことということで、アで21万4,000円、イで21万4,000円、最後はカで15万8,000円になっているんですけれども、これは年収なのか、月額なのか。これは6条だけの話になっているので、条例の流れの中で金額が出ているのは、みんな年収なのか、月額なのか。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

この金額については月額でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後 3 時02分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後 3 時02分)

2 番。

○ 2 番 石川清友君 これは6条の(2)になると思うんですけども、その金額については月額だということを表示したらどうかと思いますが。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後 3 時04分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後 3 時16分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

確かに家賃収入の金額は年額なのか月額なのか、非常に判断に迷うような表現かと思いますが、これについては条例の15条で、公営住宅法施行規則というふうに第8条に規定する方法ということになって県からの改正要綱に基づいてやっております。それで募集時には村広報で、入居親族の過去1年間における所得金額の合計から定めた金額を控除した額を12月で除した計算後の所得月収額というふうに明記して募集いたしております。それで今帰仁村だけ月額と表現するのはちょっと厳しいものがございますので、この表現となっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 2 番。

○ 2 番 石川清友君 先ほどの答弁では公営住宅法ですか、その中で月収ということであつたわけですか。ならば(2)ですか、その中に何らかの表示、わかりやすい表示は条例の中で公営住宅法に準ずるとか、何かやはり入れて、その数字の根拠となるものはあるべきだと思うんですけども、どう考えますか。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、第15条で定めておまして、ここで表示しています21万4,000円に対しての月額という表現方法でございますが、これについては県から統一してきているものでございますので、今帰仁だけ表現を円、月というふうに表現するのはちょっと厳しいのがございますので、今回統一しての表現方法となっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 ただいまの今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、同じことなんですけど、質疑をしたいと思えます。まず、第6条の次の各号の条件を具備するものとありますが、この具備するものという意味ですね。ちょっとわかりやすく説明してほしいと思えます。その中にアに60歳以上と書いています。これは旧条例、現行条例にはないところで、今回入れていますね。ということは私の理解では、この60歳以上のものであれば1人でも入れるというふうに理解していいものかどうか

か。1点は条件を具備するという意味。それから60歳以上のものの意味ですね。

それから今先ほど2番議員が質疑していました次のページの(2)アからオの中にある金額のあり方で  
すね。今、総務課長の説明では公営住宅入居法、政令だと思えます。にありますので、この今帰仁村だけ  
金額を入れてはそぐわないというのであれば、なおさら、これはもう削るべきではないかなと。いわゆる  
これは公営住宅法にのっって市町村はつくっているわけですから、あれをもとにするわけですので、わ  
ざわざここに21万4,000円とか、15万8,000円とかありますけれども、今先ほどの同僚議員の質疑の中にも  
あったとおり、ただ金額を置いているだけではわかりにくいところでもありますし、まさしく総務課長が  
言ったとおり、ここだけ書くのはおかしいのであれば、これは削るべきではないかなと思えます。以上の  
3点について答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

第1点目の具備するということは、1から6まで定めているものが具備というふうに理解しております。  
それから60歳以上の者を入居募集可能ということに理解しております。それから先ほど金額については削  
るべきではないかということをございましたけれども、今回の改正の部分にも従来は政令で定めたものを  
準用してございましたけれども、村の条例で定めるということできちっと金額も表示しております。以上で  
ございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時24分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時30分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑に対して答弁漏れがございました。再度答弁いたします。

具備といわれると非常に難しい表現なのかなと思っておりますが、必要なものを十分に定めるというこ  
とで、ここで指しているのは1から6までの条件を具備というふうに理解しております。2点目に、60歳  
以上も1人でも可能かという質疑でございましたけれども、6条1項に対して、ただし、次に掲げるもの  
ということで、アからクまでのただし書きの中で、60歳以上というものがございますので、1人でもエン  
トリーすることは可能というふうに理解しております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時30分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時30分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 金額については先ほども申し上げまして繰り返すようでございますが、県か  
らの統一的なものでございますので、本村もこのように進めていきたいというふうに考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時31分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時33分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 答弁漏れがございましたので、再度お答えいたします。

従来は政令でうたわれて金額もございましたけれども、今回村の条例で定めるようになりましたので、

そのとおり金額は入れるということになっております。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の答弁ちょっとよくわかりにくかったので。まず、具備については①からすべてのものをいうということで、60歳以上、現行は入れないわけですよ。ですから、それをわざわざつけているのは、60歳以上であれば条件なしに入れるという理解でいいかと思いますが、ただ、今現在でも60歳以上で単独で入っているんですよ。そこはどうかという事です。実際、湧川に入っていましたので。だからその理由を、今回わざわざ60歳以上と書いてあるからには、やっぱり60歳以上ならだれでも入れると、条件なしに。そのような理解でいいですよ。現在も入っている人が、もう出たんですが、いました何年かは。これはどういう説明なのか。それから先ほどの、また繰り返すようですが、金額の件ですね。21万4,000円とか15万8,000円というのは、本来ならば、いわゆる公営住宅法に準じて金額を書いてなかったのを、今回は今婦仁村の条例に入れるということであれば、先ほど説明したとおり、年収を12で割ったという、ただし書き、あるいは説明を入れることができないのか。今言ったとおり、だれが見てもこれは月なのか、年なのか、すぐにはわからないわけです。それはやるべきではないかと思うんですが。3点、再度お聞きします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時35分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時37分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 1点目の60歳以上も入っているのではないかとということでございますが、入居時に60歳を超えていたのかどうか、ちょっと確認ができませんので、これについてはちょっと控えたいと思います。それから先ほど60歳、1人でもいいかということでございましたけれども、ただし書きに規定する分が60歳以上ということでございます。それから月額表示については、住民課長のほうに答えをかわりたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 ただいまの質疑につきまして関連がありますので、私のほうでお答えいたしたいと思います。

まず、総務課長からありました第6条の適用の件ですけれども、第6条において村営住宅に入居することができるものは、次の各号の条件を具備するものでなければならないとされております。そうすると次の各号というのが、1号から2号、3号、4号、5号、6号まであります。それを満たす必要があるというのが基本です。ただし、この1号の要件にあつては、ただし書きがありまして、次に掲げる者、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キの障がい者の方々とか、それから高齢者の方々、60歳以上とありますけれども、そういう方々は1号にいう現に同居し、または同居しようとする親族、そういったものの要件はいらないと。その必要ではないというふうに、ただし書きでうたわれているわけでありまして。例えばアの方については、1号の要件については満たす必要はないけれども、2号以下ですね、2、3、4、例えば暴力団による不当とか、現に困窮していることは明らかであることとか、そういう要件は満たさなければならないということなんです。ただ60歳以上だからオーケーという意味ではないということをご理解をお願いした

いと思います。

それからこの条例につきましては、お互いの条例の6条の改正でありますので、他の条文についてはここにあらわれておりませんが、他の条文の中で公営住宅法の表にもありますように、公営住宅法に基づく、あるいはまた規則ですね、そういったものが準用されている部分があるわけです。これまではこの準用の中で年収、所得を12月で除した月額について、この金額まで公営住宅法の、あるいは規則でうたわれておまして、それを準用していたわけですが、今回の公営住宅法の改正で金額については条例に定めてくださいという内容のもとで、今回6条の改正によって金額がうたわれたということになります。そういうことで、その金額の根拠については所得を12月で除した月額であるということが従前どおり準用されていきますので、あえてここには月額という表示は、これは今婦仁村だけではなくして、市町村共通だと思しますので、それはあえて省略されているというふうに理解しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時40分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時45分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 あんまり議論がかみ合わないようですが、3点に関して具備は理解しました。それから60歳以上、これは総務課長、先ほど答弁ありましたけれども間違いなく60歳以上でした。ですから理由があると思うんです。別に不正に入ってわけではないので。わざわざ今回は60歳以上という数字も出しているのもっと入りやすくなっているというのはたしかなんですね。でも現行との違いをはっきりしてもらわないと、今現在入っていた人はどうなったのということになるわけです。例えば生活保護とか、そういったものがあつたからではないかなと思うんですが、今現在でもそれはわかりにくいところなんです。どうしてこういう質疑をするかという、やはり自分たちの周囲にも、ある団地にある日突然だれかが来たときに、この人、一人ですよと言われたときに、説明ができないわけです、自分たちも。ですからこのようにはっきりと60歳以上の者という条件があつて、また2、3、4の条件も備えていれば入れますよという説明できますので、そのところは今度できた新しい条例の中で、またわかりやすく説明をしてください。そして今言った、もう一度答弁を求めたいのですが、現在でも入っている人がいましたので、その根拠をもう一度。それから後ろのほうの21万4,000円の数字の中に入れられないというのは、今住民課長から答弁がありましたから理解はしています。21万4,000円は入れなければならないというのはわかりました。その詳細は入れてはいけないということはないと思いますけれども、そこは今住民課長から、また総務課長に再度答弁ということでありましたので、今後どうするかと答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

確かにものには単位がついたほうが非常に一目瞭然かと思って理解をしております。そういう中でこれは月額21万4,000円以下と表現するのか。円/月にするのか。これはまた今婦仁村だけやっていいのかどうか、その辺は上部機関と調整して適切に表現をしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時47分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時47分)

総務課長。

- 総務課長 島袋隆則君 答弁漏れがございましたのでいたします。

ただし書きのどの条件で60歳以上の方が入っていたのか、ちょっと詳細はまだ把握しておりません。以上です。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時48分)

- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時49分)

総務課長。

- 総務課長 島袋隆則君 答弁漏れがございました。

60歳以上というのは、生活保護受給者だったということで入居していたということでございます。

- 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第9. 「議案第8号 今帰仁村営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第10. 「議案第9号 今帰仁村村道の構造の技術的基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第11. 「議案第10号 今帰仁村景観条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

- 11番 東恩納寛政君 議案第10号 今帰仁村景観条例の制定について、あんまり勉強をしていないんですけども、1点だけ。表紙を除いて3ページ目の第15条、村長は景観計画区内の建築物、工作物、農地、空き地等が景観計画に適合せず、かつ良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、占有者または管理者に対し、良好な景観の形成に配慮した利用または管理を図るよう要請することができるということと。19条もあります。その2つ関連ですが、これはあんまり抽象的なので、自分の畑の中に例えば車を放置したり、それから家庭内の家具とかを置いているとかいうのが時々見かけます。その辺の絡みがあると思うんですが、今回の景観条例の制定された後ですね、強制力があるのかどうか。そしてどこまでやれるかということと。今回の重点地区が今泊から湧川区まで線引きされておりますが、特に湧川内海の配線の処置等についても強制力ができるのか。この景観条例の周知期間の6カ月内でどこまでできるか答弁を求めます。

1つ忘れまして。今言った湧川区内の配線だけではなくて、内海のマングローブの処理も含めてです。

あのマングローブは天然記念物か、あるいはまた自然の景観だとは思いますが、余りにも伸び過ぎて景観を阻害していると思います。そういったものはどのように処理できるのか。これは個人ができるものではないので。この景観条例でどこまでできるか答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

この景観条例でどこまでできるのかということですが、今回の景観条例を定めているのは、景観計画に基づいた内容のものを規制したりすることができることになっています。今回この景観計画の中で届け出対象行為というのがありまして、届け出対象行為というのは建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕、模様替え、色彩の変更とか、そういう届け出の基準がありますので、届け出の該当するものについて、今回景観形成基準も決めていますので、その景観形成基準に基づいて審査したり、そういうことができる形になります。この建築物と工作物ですね、工作物についてはちょっと細かく書かれてはいるんですが、擁壁とか、垣とか柵ですね、塀とか、そういったものについても例えば届け出の対象行為になるのが高さ3m以上とか、そういう基準を決めていますので、その基準に基づいたものについての景観形成基準を決めている形になっています。今、質疑のあった配線とかマングローブ、そのものについては景観の形成基準とか決めていませんので、そこまでは条例の中では処理するとか、そういうことはまだできない状況にあります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時55分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時55分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ちょっと答弁漏れがありましたので、お答えいたします。

条例の強制力ということですが、ちょっと景観計画の58ページになりますが、今回この届け出対象行為とか、そういう対象になるものが出てきたときに、そのものを審査する形になります。建築物とか、今届け出が7m以上を超えるものについては届け出の対象になりますということで、一般地区については例えば建築の高さが軒高11m以下とするとか、今形成基準を決めています。それから重点地区について、村のほうで10カ所の重点地区を決めています、その重点地区についても景観形成基準を定めています。例えば高さ8m以下とか、配置については文言とかで表記しているものです。それから意匠形態ですね、あと色彩とか、そういうものも今景観の形成基準として決めています。それについて適合した場合はそのまま適合確認を行って、建築の確認申請の手続に入っていく形になります。例えば適合とか、不適合の場合という形になった場合には景観委員会を開いて、この景観委員会の中で形成基準とかそういうものに当てはめられるのかどうかも含めて助言指導を行っていく形になります。助言指導でもそのところが聞かなければ勧告という形になります。その勧告と変更命令というものがありますが、この下に説明がありますが、変更命令は特定届け出対象行為のうち、建築物または工作物の形態、または色彩、その他の形態意匠について行うことができますという形になっています。つまり形とか色とか、そういうものについては変更命令とかはできるという形になっています。高さとかについては実際は変更命令は今のところうたわれていませんので、そこは変更の命令の対象にはなっておりません。今手続の流れのほうでちょっと規制を受け

たりする形になります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 ちょっと余りにも範囲が広すぎて絞り込めないのですが、今のおっしゃるとおりではよくわかります。ただ、15条の中には細かく書いていますね、工作物、農地と空き地と。先ほど言った自分の農地であって、自分のものだからということでいろいろ廃車を置いたり、家具を置いたりというのがあります。それも景観条例に入るんだらうと。それから今資料がありましたね、52ページにもありますが、景観重点地区の範囲ということで、湧川区マングローブのところも丸になっているんですね。ですからこれは個人がやったことではなく、自然にふえていることなんです、そういう対象を絞れない、いわゆるだれがやったということを絞れないところについて、そこもやはり景観条例の目的からすれば当然手をつけるべきだと思うんです。だれにやっていくかというところがちょっと課題だと思うんですが、マングローブというのはやっぱり村がやるか、国にさせてもらうしかないと思うんですが、あれはもう個人ができる範囲はもう超えていますからね、相当生えてきて。ですからこの条例の目的は村土の景観をそぐわないようにするというか、その目的がありますので、それであれば必ずしも範囲内で限ってしまったら、実際の景観条例のほんとの意味がなくなると思うんです。今後の課題にはなるかと思うんですが。この中にもありますとおり、景観委員会というのがありますから、多分問題に出てくると思います。ちょっとこれはもう今すぐ、あれはどうなるということではないんですが、ぜひ湧川区のマングローブのほうも景観委員会のほうに取り上げていただきたいと。もう区民ではどうしようもないところまで来てまして、ほんとにきれいなというか、この景観が今阻害して、道路から向こう側が見えないくらいになっています。これもある意味でいうと今帰仁村の景観ですから、その景観条例で縛るべきだと。それから先ほど言ったとおり、農地、空き地の中での廃車、家具対策というの、この範囲が区切られていますよね。ほとんど全域になっていると思います。この中にも書いてあるとおり、海岸から海岸付近の森林地帯を含むというのは、ほとんど農地まで入っていますので、そういったところのこういったことを今後、景観委員会でどうするかというところを議論していただきたいと思います。再度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑についてお答えいたします。

先ほど説明いたしました今届け出が多いと、それから景観形成基準に基づいた内容については、こちらのほうで審査してやっていきますが、今言われるマングローブとかの範囲というのは、実際に湧川のほうでしたら港湾区域とかに入ってきているということになっていると思いますので、そのところについてはそういう管理しているところとまた調整しながらしか処理はやっていけない状況があります。景観計画のほうでいろんなことはうたってはいるんですが、これは将来そういうものに向けて、景観を保全できるにはどうしたらいいかというものも抽出して行って、この景観計画に盛り込んではいることになっています。それは今の基準のものだけではなくて、行政を含めて今後それについての対策とか、また行政全般でそういう対応をしていくという形でとらえてもらったらよろしいかと思います。空き地の廃車についても、今これで規制とかをかけるということではできませんので、また廃棄物の処理とか、そういったものに関連してきますので、またそういったところの部署とも調整しながら、この廃棄物の処理については対応して

いくという考えでおります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 ちょっとこれは余りにも広い問題なので、一概には言えないところですが、1点だけ最後の質疑ですが、この条例は9月30日から施行するというふうになっています。それで建物がこれから駆け込みに出てくるかと思うんですが、この前後をはさんだ場合はどうなるかということもひとつ計算に入れておかなければならないのではないかと。もし、この景観条例に違反する建物が7月ごろに着工して、12月に終わるといった場合の指導のあり方についてはどのように考えているか。そこまで答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

この景観条例は今、9月30日の施行という考えで、この条例を提案しております。その間ですね、村のほうに来るのは工事届け関係のものが村のほうに届けますので、そういった中で今景観条例が制定されて、施行は9月30日ということの説明をして、今景観形成基準はこういうふうになっていますという説明をしていくということで考えております。実際に建築確認とかの対象になるものについては、村のほうは通ってこない書類なんですよ、建築確認については。それについては今、沖縄県の建築確認センターとか、そういうところで審査をされて、確認がおりた時点でしか村のほうに通知がこないものですから、そういったものは今のところ村のほうからの説明もちょっと難しい状況ではあります。それで今、この景観条例ができた場合に建築士会を含めて、そういった部署のほうに景観計画のものを周知させるという意味でちょっと説明していく予定で考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時05分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後4時05分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 議案第10号 今帰仁村景観条例の制定についてお伺いします。まず1点目は、30ページ…。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時07分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後4時07分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 第3条と第4条の件についてお伺いします。第4条の件は、今泊とかフクギ並木の保全ですね。文化財の件ですけれども、城下町のフクギ並木ですね。運天のフクギ並木、為朝の下の。そういうところ道幅が狭いわけですよ。これなんかは消防法にひっかかるのではないかなという感じがするわけです。消防車が入っていけないから。5条も同じ、景観はいいけれども、こういう場合はどういう具合にするか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

条例の3条ですが、これは基本理念をうたっております。その文言についてはそのところは読まれた

らわかると思いますが、村民共有の財産とかのもので、そういう美しい景観の活用に対して、後世へ引き継いで行くという文言で基本理念をうたっています。また、4条については村の責務ですね、責務については国とか県との適切な役割分担を踏まえて、地域の自然的、社会的、諸条件に応じた施策を策定し、それを実施する責務を有するという、村の責務のほうをうたっております。今、ご質疑にあります今泊のフクギ並木とか、文化財とかの道幅が狭いということで質疑はありますが、これもフクギのほうの保全をしていくという考えであれば、道幅をそのままの状態にして、景観を守っていくという考えで、保全していく方向で、景観計画の中ではうたっています。特にこういう屋敷の周りのフクギとか、そういったものはこれまでずっと生活している中で、いろんな風雨、台風とかそういうものに対して非常に有効な木ですので、そういったものは今泊の集落でも現在残っている状況がありますので、そういったものについては保全していくというような方向で計画の中ではうたっております。それから消防車が入らないというほどの狭い道でも、その消防車がつけるところまでは来て、あとはホースとかも延長して、その対応の仕方についてはいろんな村の消防のほうとも、地域のことについては対応していく必要があると考えております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 この景観条例というのは、1回つくればもうずっと子や孫までも壊せないわけですよね、条例が制定すれば。そういった場合は、お家をつくったりとか、高さも11mとかありますよね、木の高さが。これ以上になれば切らないといけないということもあるし、またお家をつくりたいといえば、また車は通れないし、いろんなことが出てくると思うんです。だから条例をつくる前にこういうのはきちっと部落と話し合いをして、道幅を大きくしたり、そしてまた、ある程度のフクギを植えかえて、景観をつくるというぐらいの気持ちでないと、今の状態だったら、あと何年かしたらまた向こうも全部空家になるのではないかなという感じがするわけです。景観条例は条例的にはいいと思いますよ。歴史を残すということは。しかし、これはこっちに住む人のことも考えてこういうのをつくりたくないと思うんですよ。火事なんかしたらホースを引っ張ればいいという、ホースを引っ張る間に燃えてなくなりますよ。ほとんど赤瓦ですからね。10分、20分でも燃え尽くしますよ。だから景観条例というのはいいことと悪いこと、2つ重なっているわけです。今泊は非常にいいところです。上から見たらですね。下から見たらもう車も通れない、軽自動車を通るぐらいですから。きれいに整備して景観条例をつくるのなら話はわかるけれども、現状ではいかがなものかなと思うんです。そして、これ条例にのっとってやりなさいということですので、また59ページ、鉄塔の高さとか、ビルの上に鉄塔があるところもあるわけです。その高さが10mを超えないとする。今つくっているのはもう条例は通るという意味ですよ。今からはもうつくれないということなんですか。63ページの色彩、屋根の色、お家をつくった場合にどんな色彩を村が決める格好の条例になっているわけですね。これはお家をつくるのに、何で村の景観条例に色をのっとってやらないといけないのか。これは個人の自由だと思うんです。お家をつくるときですね、ペンキを塗るのは。これまでいちいち村が景観条例の違反だからということのできるものですかね。9月30日以降、新築する人たくさんいると思うんです。その人なんかは自分の好みの色でペンキを塗ろうとしたら、村からクレームがついてできないということになりますね。表現の自由に違反すると思いますけれども、どんなものですか。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

59ページの、これは届け出対象行為になっておりまして、工作物の新築、増築、改築、移転とか外観の変更のものに関して、鉄塔の高さが10mを超えるもの。または築造面積が500㎡を超えるものについては、届け出をしてくださいというものです。この届け出がきたときに、実際に事前協議ということで、事前協議の中で今景観計画の中ではこういった形成基準を設けていますので、その形成基準の中でこの事業者とかに対して、形成基準の中のものにつくれないかどうかという事前協議をやっていきます。特に電柱とか、そういうものについての電気の供給のものについては形成基準の中でも高さの基準は設けておりません。それで現在ある電柱についても今の現状のままという形になっていきます。

それから63ページの色についてなんですけど、今極端な高彩度、低明度を避けるということで、この文言はうたっています。村のほうで色彩については、ある程度マンセル表色系という、これは色彩表現のものがあるんですけど、これの中に色素、色のことなんですけど、この色素については基本的には赤、黄、緑、青、紫、これら5色が基本になっています。それからその中間色である黄赤とか、黄緑、青緑、青紫、赤紫、これを加えた10色が基本の色素になっていきます。この色素のものは色としては使える形になります。ただ、明度といって明るさの度合いがあるんですけど、これは数値でいうとゼロから10までの明るさの度合いがあって、明るさの明るい色ほど数値が大きくなっていく形になります。今回その色の明度については村のほうで基準としては8以上、8以上という明度を基準的には設けています。それから彩度ですね、彩度というのも鮮やかさの度合いを示すことなんですけど、これもゼロから14程度の数値であらわしたものなんですけど、数値が大きいほど鮮やかな色になっていきます。今回村の形成基準の中では2以下の色を使ってくださいということで、色については先ほど申しました色のものは使えますけれども、そういった明度とか、彩色ですね。そういった数値に該当するところの色を使うようなことで、今回計画の中に入れております。これも事前協議のときにこういった届け出書を出してもらいますので、その中でそういった色の使える範囲を最初で示して、事業者とか、住宅をつくる方に調整していくという形になります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 電柱にも今、一番高いのが13mのがあるんです。変電所から伊是名、伊平屋に行く電柱が13mなんです。高圧によって基準が違ってくるわけですよ。13m、11m、10mと変わってくるわけです。次、これが古くなった場合は、また13m以上が鉄塔に変わらないといけなくなるわけですね。こういう場合はどうなるんですか。そしてまたビルの上に携帯電話の鉄塔などを建てた場合は、11mをちょっと超えると思うんです。今帰仁村は電波が悪いですから、今でも各会社つくりたいところがたくさんあるわけですよ。そういう場合は事前の話合いでできるわけですか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

先ほど届け出基準が工作物については10mを超えるものは届けをしてくださいということで調整をしていますが、この工作物の景観の形成基準については、一般地区として15m以下にしてくださいということです。あと重点地区については10m以下ということで基準は決めております。それで今、携帯電話関係

のものが電柱方式になると、それからトラスみたいな鉄塔の形できた場合には村のほうで届け出として受ける形で事前協議の中で、そういうものを調整して行って、そういう高さ的なものが一般地区で15m以上になった場合は、先ほどの今帰仁村の景観委員会の中で、そういうものを検討してもらって、それを実際また審査する中で助言、指導とかになるのか、勧告になるとか、そういったものも含めてちょっと委員会の中で検討していくという流れになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの8番 與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を認めます。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 課長、私が言うのはゼロメートル地帯からと山の上の10mとは、また違うわけですよね。これまで言っているんですよ。ゼロメートル地帯と山の上につくるのはもう30m以上になるでしょう。これまで言っているわけです。だから何かそのように平坦地盤のところだったら、10mを超えなければいいという、山の上だったら30m以上になるでしょう。だからこういうものを事前に公共性があるから、これは公共性であるのは、ある程度事前調査ではなくて、やっぱり届け出が出た場合はやるべきではないかと聞いています。コン柱、今伊是名、伊平屋に行く長浜から通っていくのが、あれ13mなんですよ。あれはボルト数が大きいわけですから。電柱によっても一番高いのが13m、それ以上になればもう鉄塔になるわけです。あれでも今こっちに建っているのでも違反になるわけですね。次から建てた場合はですね。今はもういいですけども。次からですね、これも事前協議になるのか、それも公共性があるから、これはもうスパッとさせるのか。こういう問題があるものだから、これに該当しないのでできるかできないか聞いている。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

携帯電話については、一応今、工作物関係で電波塔という形でとらえています。この工作物のものについては、一般地区として15m以下という基準を設けています。それから重点地区については10m以下というような高さ基準を設けておりますので、今10m以上については届け出になりますので、村のほうに届け出が来たときに、そのものの高さとかを見て、15mとか超えた鉄塔については景観委員会を開いて、再度この物件についてはどういうふうなもので判断するかという検討を加えて、それからのこの事業者に回答していくということの流れになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。9番。

○ 9番 山城 太君 議案第10号について質疑を行います。提案理由のほうに、平成16年施行に関して、村民共有の財産である良好な景観を守り、育み、次世代に引き継いでいく必要な事項を定めるとありますけれども、平成16年法律施行されていますが、今平成25年です。この間、村としてはどんな調査等を行ってきたのか答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

この景観法については、平成16年度に国のほうは制定しております。この景観法ができた理由としては、社会資本整備や公共工事の名のもと、多くの美しい景観を失わせたことを反省し、まずみずから襟を正し、

その上で官民挙げて、魅力ある国づくりに向けて取り組む方向性を示すということで、この景観法を制定しております。村のほうは実際景観計画をつくっていくための取り組みとしては、平成22年度から調査を始めて、実際に平成24年度で景観計画を策定して、景観条例の提案という流れになっております。その平成16年から平成22年、調査始まる前までは景観についての取り組みというのは村のほうはできておりません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 平成22年度から開始したということなんですけれども、この条例案を見ますと、ほとんどが網かけなんですよね。網かけされて、いろいろ規制されて、その間ですね、平成22年から現在に至るまで、村のほうから赤瓦の助成とか、ブロック瓦の助成とか、そういった新しく新築する家庭にそういう情報を提供して、助成にもいろいろあると思うんですけれども、村が目指す景観条例の中で、自然とマッチしたような建物を建設する方々には固定資産税の減免とか、そういったアイデアとか、そういったのはなかったのか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

今この景観計画をつくって、実際景観条例を施行していったときに、今言われる赤瓦とか、そういったブロック塀の助成については、今後村のほうでそういう取り組みをやっていくかは今後の検討になっていきます。今そういう景観計画をつくってスタートしないことには、助成のものの取り組みというのとはできない状況にありますので、今後の取り組みとして今考えているところであります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 そうですね、今課長の言うように、いろいろ今後ですね、そういった方々に対して条例に沿うような新築物件を建てる方には、ぜひそういったメリットになるように、両方がメリットになることを検討していただければ幸いに思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって本日は、これで延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会いたします。

(延会時刻 午後4時33分)